根 拠 法 令	自然環境保全法 (第14条、第17条、第22条、第25条、第26条、第28条) 奈良県自然環境保全条例 (第23条、第24条、第25条、第27条、第28条) 担当課 自然環境係 0742-27-8757
制度の概要	環境大臣又は知事が指定する自然環境保全地域の特別地区において、 建築物その他の工作物の新築等、宅地造成等の土地の形質変更、鉱物の 掘採又は土石の採取等を行おうとする場合は指定権者の許可等が必要と なる。 知事が指定する景観保全地区及び環境保全地区において、一定の基準 を超える建築物等の新築等、建築物等の色彩の変更、宅地造成等の土地 の形質の変更等を行う場合には、あらかじめ知事に届けなければならな い。 ※本県においては環境大臣指定の自然環境保全地域(特別地区及び普通 地区)並びに知事指定の自然環境保全地域の普通地区は未指定である。
目 的	自然環境を保全することが特に必要な地域等において、一定の行為を制限することにより、それらの地域の適正な保全を図り、もって健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。
対象地域	1 自然環境保全地域の特別地区:玉置山自然環境保全地域 (吉野郡十津川村玉置山周辺) 2 景観保全地区及び環境保全地区:県内20地区
規制内容	1 自然環境保全地域の特別地区における行為の制限 (1) 次に掲げる行為をする場合には知事の許可が必要である。但し、非常の災害のために必要な応急措置として行う場合は不要ア 建築物その他の工作物の新築、改築、増築イ 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質変更ウ 鉱物の掘採、又は土石の採取 水面の埋立又は干拓 オ 河川、湖沼等の水位又は水量に影響を及ぼす行為カ 木竹の伐採キ 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1kmの区域内における当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域及び水路への汚水、排水の排出 (2) 特別地区内において、非常災害のために必要な応急措置として(1)のア〜キの行為をした場合は、行為の目から起算して14日以内に知事に届出なければならない。 2 景観保全地区及び環境保全地区における行為の制限次に掲げる行為をしようとする場合は、行為の着手目の50日前までに、行為の種類、場所等を知事に届出なければならない。但し、非常災害のために必要な応急措置として行う場合等は届出は不要 (1) 一定の基準をこえる建築物その他の工作物の新築、改築及び増築(2)建築物その他の工作物の色彩を変更すること。 (3) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質を変更すること。 (4) 木竹を伐採すること。 (5) 野焼きをし、または野草を刈り取ること。 (6) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 (7) 水面の埋め立て又は干拓

## 許可等の基準

1 自然環境保全地域の特別地区

許可申請行為が、奈良県自然環境保全条例施行規則で定める基準に 適合しないものについては許可しない。

- 2 景観保全地区及び環境保全地区
- (1) 建築物

ア 高さは、原則として最低地盤面から13m以下であること。

イ 屋根の形態は、両勾配屋根であること。

- ウ 周辺の景観になじむ意匠にするとともにけばけばしい色彩としないこと。
- (2) 土地形状の変更

ア 修景のための植栽をできる限り行うこと。

イ 植栽に当たっては周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。

ウ 周辺の景観になじむ意匠にするとともにけばけばしい色彩としないこと。

(3) 工作物

ア 高さは、原則として最低地盤面から20m以下であること。

イ 周辺の景観にできる限りなじむ色彩とすること。

ウ修景のための植栽をできる限り行うこと。

(4) 木竹の伐採

建築物の新築等の行為については、必要最小限の伐採であること。

(5) 土石の採取又は鉱物の掘採

ア 採取する面積は、おおむね1分以内であること。

イ 採取跡地にはすみやかに修景緑化が図られるものであること。

(6) 車道

公益上、地域住民の日常生活又は農林業等のため必要であること。

(7) 水面の埋め立て又は干拓

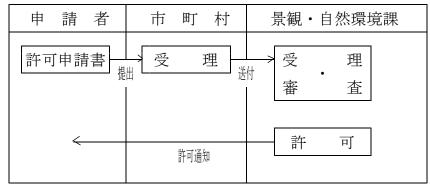
植栽をすること等により著しい支障を及ぼさないこと。

※ 詳細については必ず、景観・自然環境課 自然環境係までお問い 合わせください。

## 手続きのフロー図

自然環境保全法等の規定による行為許可申請等

1 自然環境保全地域の特別地区における行為の許可



景観保全地区及び環境保全地区における行為の届出

